

議案第16号

**名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
(具申)**

名張市体育施設使用条例（昭和52年条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり具申する。

平成30年5月7日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市体育施設使用条例の一部改正について

1. 改正理由

名張市民陸上競技場スタンド改修に伴い、同スタンド下部分における屋内施設の新設等による使用料を定めるため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

(1) 附属施設の追加

①施設名

- ア ミーティングルーム
- イ 男子更衣室
- ウ 女子更衣室
- エ 放送室

②使用料

- ア ミーティングルーム 冷暖房設備を使用した場合、実費相当額
- イ 男子更衣室 冷暖房設備を使用した場合、実費相当額
- ウ 女子更衣室 冷暖房設備を使用した場合、実費相当額
- エ 放送室（放送装置含む） 3時間につき500円

(2) 設備器具の削除

①設備器具名

- ア 放送装置

②削除する使用料

- ア 放送装置 1回（3時間）1式 300円

3. 施行期日

平成30年7月1日から施行する。

4. 名張市民陸上競技場（メイハンフィールド）について

(1) 施設概要

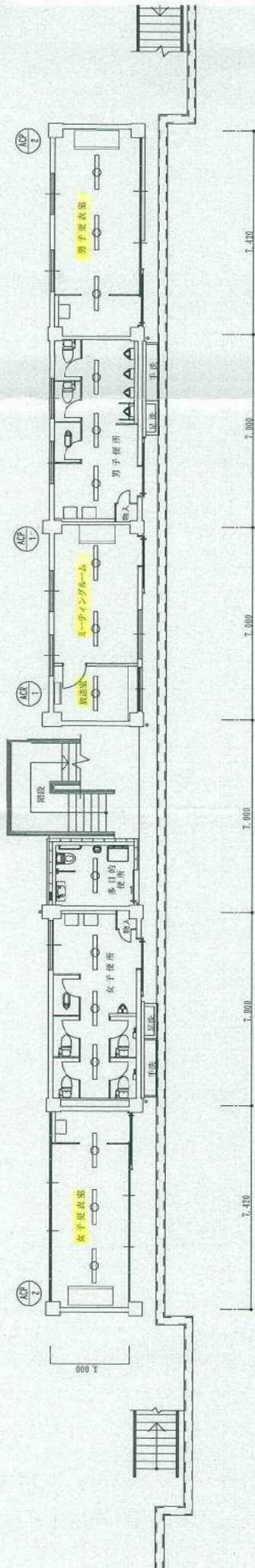
- ①施設内容 面積 22,260 m²（日本陸連第4種公認競技場）
- ②利用者数 43,395名（平成29年度）

(2) 経過

- 平成28年度 改修工事（トラック部分：全天候型・インフィールド部分：人工芝）
- 平成29年度 スタンド改修工事

5. 今後のスケジュールについて

平成30年4月26日	庁議
4月26日	法令審査委員会
5月7日	定例教育委員会
5月17日	教育民生委員会協議会
6月定例会	条例改正提案
7月1日	改正条例施行



工名 名古屋市陸上競技場スタンド改修工事 図名 平面図 縮尺 1/100 図番	
備考	
補注	
変更	
訂正	
追記	
削除	
他	

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

名張市民陸上競技場のスタンド改修に伴い、新たに設けるミーティングルーム、男子更衣室及び女子更衣室の冷暖房設備並びに放送室の放送装置の使用料を定めるため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

名張市民陸上競技場に新たに設ける設備の使用料を次のとおり定める。

- (1) ミーティングルーム、男子更衣室及び女子更衣室の冷暖房設備 実費相当額
- (2) 放送室の放送装置 3時間につき500円

3. 施行期日

平成30年7月1日から施行する。

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例

名張市体育施設使用条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

名張市民陸上競技場設備器具

設備器具の名称	単位	使用料（円）
ミーティングルーム、男子更衣室 及び女子更衣室の冷暖房設備		実費相当額
放送室の放送装置	3時間につき	500

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表第4に掲げる設備器具に係る利用の許可、使用料の徴収その他当該設備器具を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第4（第9条関係） 名張市民陸上競技場設備器具			別表第4（第9条関係） 名張市民陸上競技場設備器具		
設備器具の名称	単位	使用料（円）	設備器具の名称	単位	使用料（円）
ミーティングルーム、男子更衣室及び女子更衣室の冷暖房設備		実費相当額	放送装置	1回（3時間）1式	300
放送室の放送装置	3時間に つき	500			